

美白の表現について(医薬部外品、化粧品、いわゆる健康食品)

注釈:赤字部分が薬事法上の違反字句です。

広告例

～できてしまったシミ、しわ あきらめないで 美白化粧品(医薬部外品)でフォローアップ～

◎若いころ、お肌のお手入れをさぼってしまった・・・

◎少しくらいは大丈夫と、強い陽射しの中、買い物に・・・

などなど、思いあたることはありませんか?もう手遅れかしらと考えているあなた。まだ大丈夫です。黒いお肌も徐々に白くする。それが本品のホワイトニング効果です。



美白化粧品○○○○

定価 5,500 円

～お肌に白さをかもしだす ホワイトニングファンデーション お肌のキメを整えます～

見た目に美しいコンパクト入りのファンデーション(化粧品)です。

シミ、ソバカスをきれいに隠し、お肌を白く見せてくれます。のびがよく、軽いつけ心地です。全 10 色を取り揃えましたので、お客様にあう色をお選びください。



ホワイトニングファンデーション

定価 2,500 円

製造元:○○○○

販売元:○○○○

美白の表現について

(医薬部外品、化粧品、いわゆる健康食品)

「美白」「ホワイトニング効果」等の表現は、薬事法で承認・許可された字句ではありません。明確な説明なくこれらの言葉を用いると、消費者に「黒い肌が白くなる」かのような誤認を与えかねません。したがって、これらの字句を用いる際には、次の説明を付記する必要があります。

医薬部外品

メイクアップ効果により肌を白く見せる旨

又は

メラニン色素の生成を抑えることにより日焼けを起こしにくい旨

化粧品

メイクアップ効果により肌を白く見せる旨

なお、「美白」等の「肌」に対する効果を示す表現は、いわゆる健康食品においては一切使用できません。

表現が不適正な例

・肌質(肌色)そのものが、変化する旨の表現

例:使えば使うほどお肌が白くなる、ホワイトニング効果!!

・説明不足の表現

例:本品は美白作用があります。(明確な説明なし。)

表現が可能な例

・メイクアップ効果である旨が明らかな表現

例:塗ればお肌がほんのり白く見える、美白ファンデーションです。